

(旅客自動車運送事業等報告規則の一部改正)
第九條 旅客自動車運送事業等報告規則(昭和三十一年運輸省令第二十一号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項中、「事業区域」を削り、同項の表を次のように改める。

一 一般乗合旅客自動車運送事業者	国土交通大臣及び管轄地方運輸局長	毎事業年度に係る営業報告書	毎事業年度の経過後百日以内
	国土交通大臣	第二号様式第一表及び第二表による輸送実績報告書	毎年五月三十一日まで
二 一般貨物旅客自動車運送事業者	管轄地方運輸局長及び管轄陸運支局長	第二号様式第一表及び第二表(その管轄区域に存する運行系統の部分に限る。)による輸送実績報告書	毎年五月三十一日まで
	管轄地方運輸局長	毎事業年度に係る営業報告書	毎事業年度の経過後百日以内
三 一般乗用旅客自動車運送事業者(個人タクシー事業者を除く。)	管轄地方運輸局長及び管轄陸運支局長	第三号様式による輸送実績報告書	毎年五月三十一日まで
	管轄地方運輸局長	毎事業年度に係る営業報告書	毎事業年度の経過後百日以内
四 一般乗用旅客自動車運送事業者(個人タクシー事業者に限る。)	管轄地方運輸局長及び管轄陸運支局長	第四号様式第一表による輸送実績報告書	毎年五月三十一日まで
	管轄地方運輸局長	毎事業年度に係る営業報告書	毎事業年度の経過後百日以内
五 特定旅客自動車運送事業者	管轄地方運輸局長及び管轄陸運支局長	第四号様式第二表による輸送実績報告書	毎年五月三十一日まで
	管轄地方運輸局長	第五号様式による輸送実績報告書	毎年五月三十一日まで

第二条第二項を次のように改める。

2 前項の営業報告書は、次に掲げるとおりとする。ただし、個人タクシー事業者にあつては第三号ロに掲げるものを除き、一般貨物旅客自動車運送事業者にあつては同号ハに掲げるものを除くものとする。

- 一 営業概況報告書(第一号様式第一表)
- 二 損益計算書、貸借対照表及び利益処分計算書又は損失処理計算書
- 三 次に掲げる財務計算に関する明細表
 - イ 一般旅客自動車運送事業損益明細表(第一号様式第二表)
 - ロ 一般旅客自動車運送事業人件費明細表(第一号様式第三表)
 - ハ 固定資産明細表(第一号様式第四表)
- 四 第二条第三項を削り、同条中第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、同条第六項中「及び第四号から第七号」を「から第五号」に改め、「事項」の次に「のうち輸送実績報告書」を加え、「報告書を提出」を「提出」に改め、同項を同条第五項とする。
- 第一号様式から第五号様式までを次のように改める。

第1号様式 (第2条関係)(日本工業規格A列4番) 第1表 報告書
営業概況(年 月 日から 年 月 日まで)
あて 住 所 事業者名 代表者名 (役職名及び氏名)

経営形態及び資本				住所 事業所 代表者名 (役職名及び氏名)	
経営形態 (該当事項を○で囲むこと)			資本（基金）の額	発行済株式数	
株式会社	有限会社	合名会社	合資会社	組合	
個人	地方公共団体	その他		千円	株
主な株主（所有株式数の多い順に5名を記載すること。）					
株主名			発行済株式総数に対する割合（％）		

役員			
取締役等	役職名	氏名	常勤非常勤の別
監査役等			
経営している事業			
事業の名称	従業員数(人)	営業収入(売上高)	構成比率(%)
		計	100%

記載要領
従業員数は、給与支払の対象となつた月別支給人員(日雇労働者にあつては、25日人を1人として換算)の当該事業年度における合計人員を当該事業年度の月数で除した人数とすること。